

町田市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた検討報告書について

町田市では、2023年度から部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく必要性について、生徒をはじめ、学校、地域、保護者で共通理解を得られるよう意識改革を図るため、部活動地域連携検討委員会を設置しております。本検討委員会における協議及び検討内容につきまして、報告書にまとめましたのでご報告いたします。

1 報告書作成の目的

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月・東京都）及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（令和6年3月改訂版・東京都）を踏まえ、町田市の学校部活動に関する課題の解決を図り、町田市の実態に合った地域連携・地域移行を実現するための取組についてまとめた報告書を作成しました。

2 地域連携モデル及び地域移行モデルについて

(1) 地域連携モデル

学校教育の一環として行われる部活動において、地域の多様な人材を活用した部活動指導員や外部指導者の導入、複数校で実施する合同部活動の導入など、学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保し、専門的な技術指導のできる指導者による継続的な指導が受けられることを地域連モデルとしました。

(2) 地域移行のモデル

地域の多様な人材や団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動から地域クラブ活動として、生徒の活動機会を確保し、専門的な技術指導のできる指導者による継続的な指導が受けられことを地域移行モデルとしました。

3 地域連携・地域移行に向けた推進目標

2027年度末までに、全ての町田市立中学校の部活動が、地域や学校の実態に応じ、平日及び休日（土曜日を含む）の地域連携が行われていること、また2029年度までに全ての町田市立中学校の部活動が、地域や学校の実態に応じ、平日及び休日（土曜日を含む）の地域移行が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現することを目標としています。

4 今後の地域連携・地域移行に向けた取組

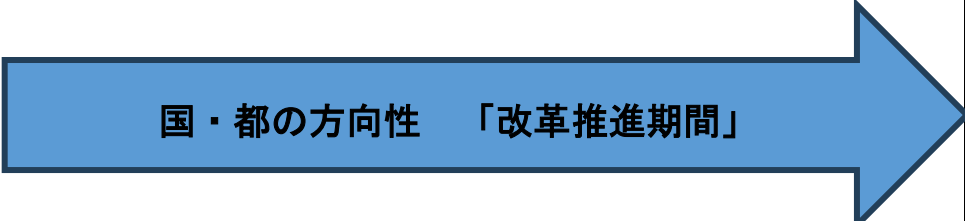
（1）町田市立中学校における地域連携・地域移行の目標

目標：2029年度までに平日・休日（土曜日含む）の部活動を地域に移行する。



平日・休日（土曜日を含む）ともに、部活動指導を教員に頼らない体制の構築

（2）町田市立中学校における部活動地域連携・地域移行の計画期間及び取組について

年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域連携・地域移行の内容（目標）	部活動地域連携検討委員会の開催・検討	町田市立中学校の部活動における地域連携の方針・実施計画の協議	休日（土曜日含む）の部活動の地域連携の試行・検証
			

【地域連携モデル校の取組】

①部活動の指導を希望する教職員と近隣大学の学生、地域人材、民間事業者等が指導に携われるように運営体制を構築し、部活動の指導を希望しない教職員が、休日（土曜日を含む）の部活動に携わらないようにします。

②各学校の地域や学校の実態に応じて、協議会を設置して、部活動間の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行い、部活動を地域と共に運営できるようにします。

③指導者等への報酬を支払うための財源を確保するため、部活動に参加する生徒の

保護者から、入会金や参加費を集め、持続的な運営構造の構築方法を協議していきます。

【地域連携モデル校以外の取組】

- ①各学校の学校規模（生徒数及び学級数）に対する部活動の設置数を見直します。
- ②複数顧問体制を構築し、顧問間で指導者と指導補助者の役割を明確にします。
- ③今後、地域移行が可能な部活動以外で、部活動を新たに設置しないようにします。
- ④各学校において、1から2部活動を「特色ある部活動」に指定し、「拠点校方式」や「合同部活動」等へスムーズに移行できる体制を構築します。

《2026年度以降の部活動地域連携・地域移行の計画期間について》

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
・休日（土曜日含む）の部活動の地域連携の全校実施 ・平日の部活動の地域連携の試行・検証	・休日（土曜日含む）の部活動の地域移行の試行・検証 ・平日の部活動の地域連携の全校実施	・休日（土曜日含む）の部活動の地域移行の全校実施 ・平日の部活動の地域移行の試行・検証	部活動の地域移行
国・都の方向性 「進捗状況を検証 更に改革」			

町田市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた 検討報告書

2025年3月

部活動地域連携検討委員会

はじめに

中学校における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきた。

しかし、部活動を巡る状況は、近年少子化が深刻化する中、特に持続可能性という面での課題や、競技経験のない教員が指導せざるを得ない点、休日を含めた運動部の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって負担となっていることも指摘されている。

2020年9月に、文部科学省、スポーツ庁、文化庁は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」とした。

また、2022年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示した。

その上で、東京都は、部活動検討委員会において、都内公立学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた課題整理を行うとともに、国の方向性を踏まえ、改革推進期間において、都内公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行が推進されるよう、2023年3月に、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を作成した。

町田市においては、部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく必要性について、生徒をはじめ、学校、地域、保護者で共通理解を得られるよう意識改革を図るため、2023年度は、部活動地域連携検討委員会を2回、2024年度は、文化及びスポーツ主管課との連携を推進するため、5回実施したところである。

今後は、2024年度における部活動地域連携検討委員会での検討内容等を踏まえつつ、2025年度の取組を各学校で実施し、2029年度の部活動の地域移行に向けた取組を推進していく。

1 町田市学校部活動の地域連携・地域移行に向けた方針及び計画の策定の目的

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（令和5年3月・東京都）及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」（令和6年3月改訂版・東京都）を踏まえ、町田市の学校部活動に関する課題の解決を図り、町田市の実態に合った地域連携・地域移行を実現するため、2023年度から2025年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、全ての町田市立中学校の休日等における部活動の地域連携・地域移行を推進することを目的として策定する。

2 地域連携・地域移行に向けた推進目標

2027年度末までに、全ての町田市立中学校の部活動が、地域や学校の実態に応じ、平日及び休日（土曜日を含む）の地域連携が行われていること、また2029年度までに全ての町田市立中学校の部活動が、地域や学校の実態に応じ、平日及び休日（土曜日を含む）の地域移行が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく。

3 現状と課題

（1）町田市の公立中学校等における部活動の実態

①現状

	運動部	文化部	合計	部活動加入率
2023年度	185	100	285	81.7%
2024年度	151	96	247	78.2%

※2023年度と2024年度を比較すると、町田市立中学校の部活動数は、運動部34、文化部4、合計38部活減少している。

※2023年度と2024年度を比較すると、町田市立中学校に在籍する生徒の部活動への加入率が、3.5ポイント減少している。

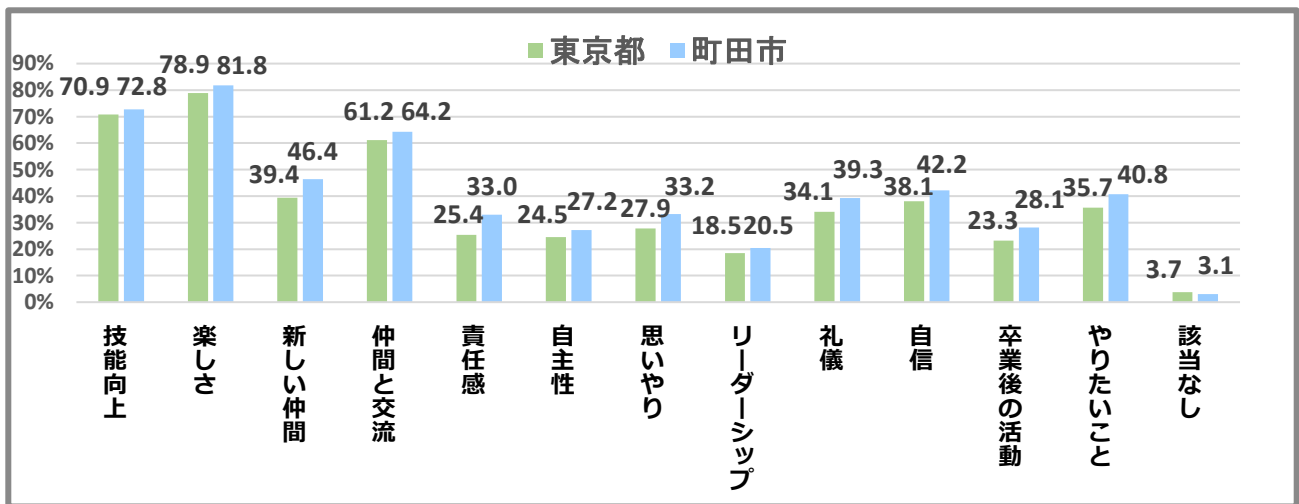
※「東京都教育委員会 令和5・6年部活動実施状況調査から」

②課題

- ア 技術指導ができる教員が異動後も、その部活動に生徒が所属しており、技術指導ができない教員が担当する部活動がある。
- イ 学校によっては、地域に教員よりも部活動種目の専門的な指導ができる人材がいる可能性があるが、多くの地域では、指導者の人材確保が困難である。
- ウ 部活動指導を希望して教員になった教員や部活動指導を継続したい教員がおり、報酬等が得られるような制度を整える必要がある。

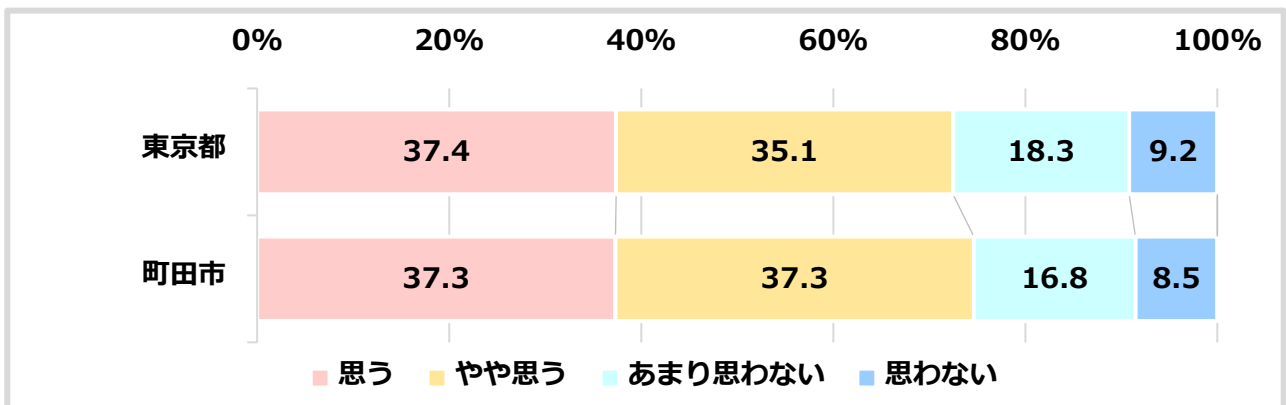
(2) 部活動に対する生徒の実態

①「今後、部活動を通して、どのようなことを得たいか。」(複数回答)



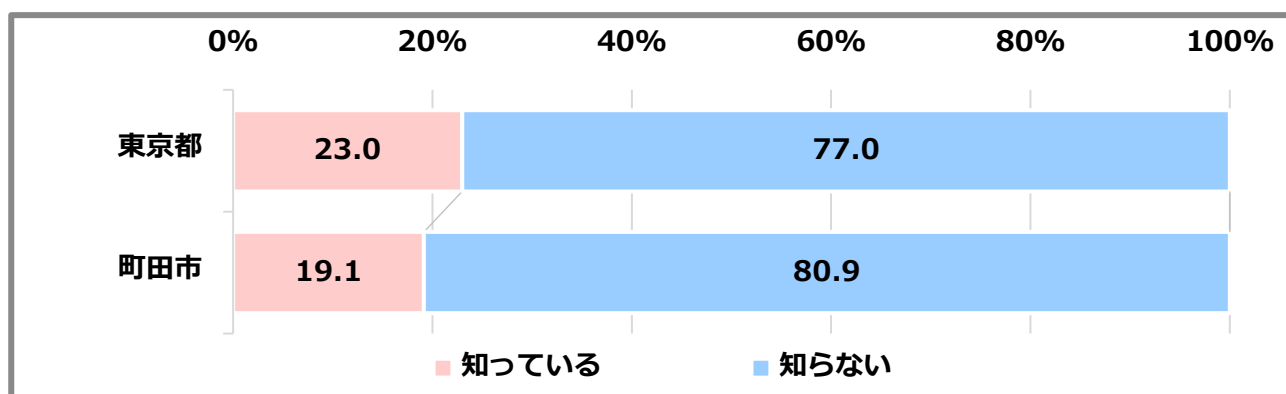
最も多かった回答が、「楽しさ」で81.8%、2番目に多かった回答が「技能向上」で72.8%、3番目に多かった回答が「仲間との交流」で64.2%だった。

②「今後、資格のある専門的な指導者から指導を受けたいか。」



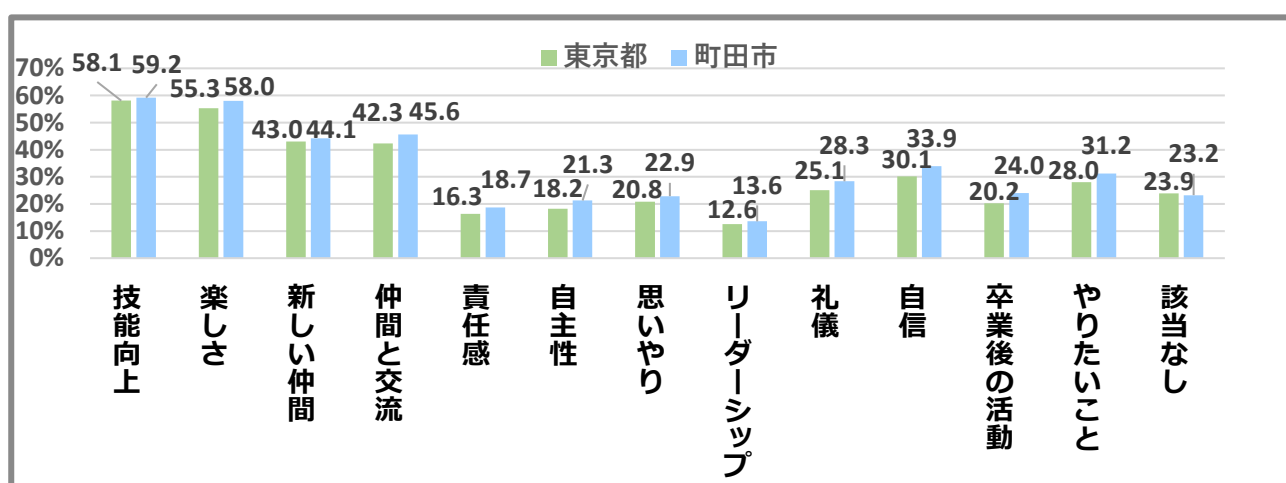
計74.6%の生徒が「思う」「やや思う」と回答する一方で、25.3%の生徒が、「あまり思わない」「思わない」と回答している。

③「今後、生徒数が減るなどして、学校の中で部活動を継続していくことが難しくなっていくことが考える。国は中学校の部活動を地域に移行することを示しているが、このことを知っているか。」



計 19.1% の生徒が「知っている」と回答する一方で、80.9% の生徒は、「知らない」と回答している。

④「地域クラブ活動に参加して、どのようなことを得たいか。」(複数回答)

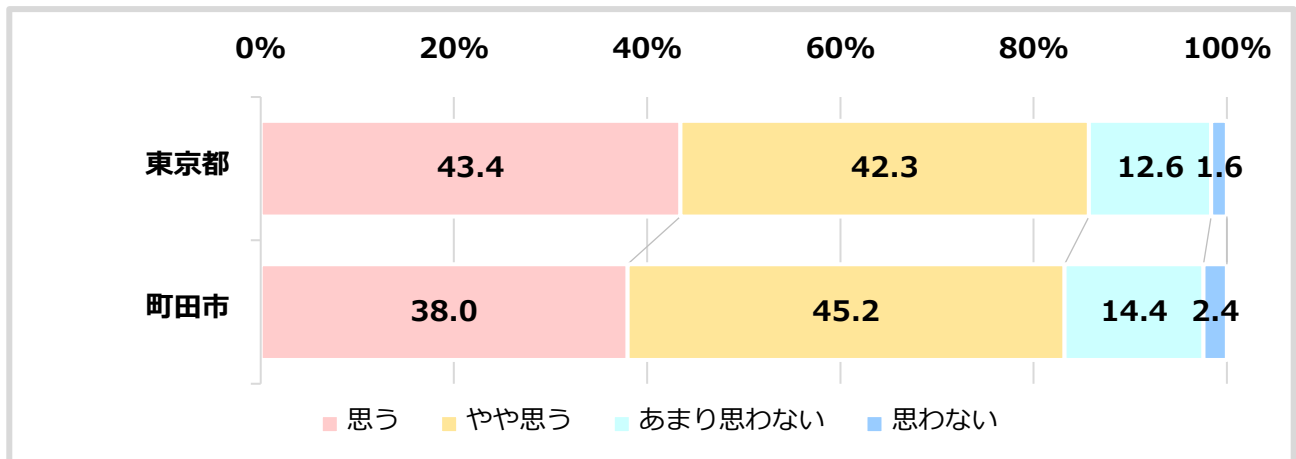


最も多かった回答が、「技能向上」で 59.2%、2 番目に多かった回答が「楽しさ」で 58.0%、3 番目に多かった回答が「仲間との交流」で 45.6% だった。

※「東京都教育委員会 令和 6 年度『未来へつなぐ 部活動改革 アンケート』集計結果から」

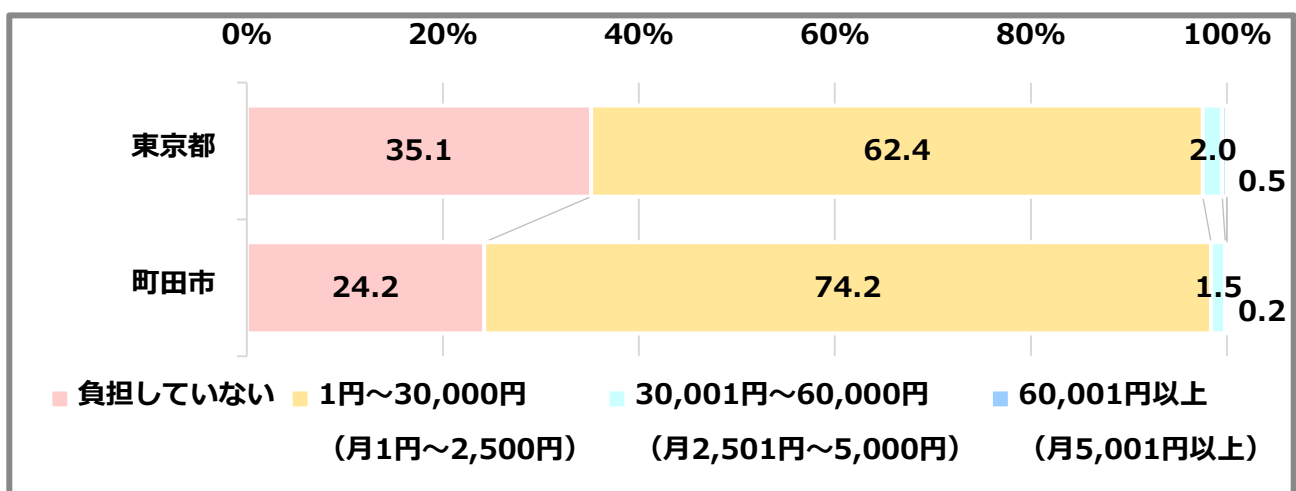
(3) 部活動に対する保護者の実態

①「今後、お子様に資格のある専門的な指導者から指導を受けさせたいと思うか。」



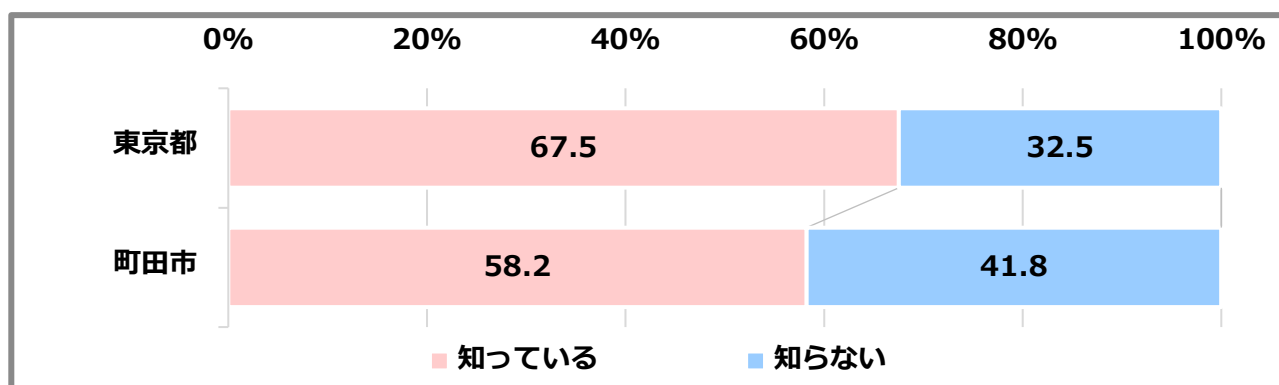
計 83.2%の保護者が「思う」「やや思う」と回答する一方で、16.8%が、「あまり思わない」「思わない」と回答している。

②「現在、お子様が参加している部活動の部費（保護者負担）は、年間いくらか。」



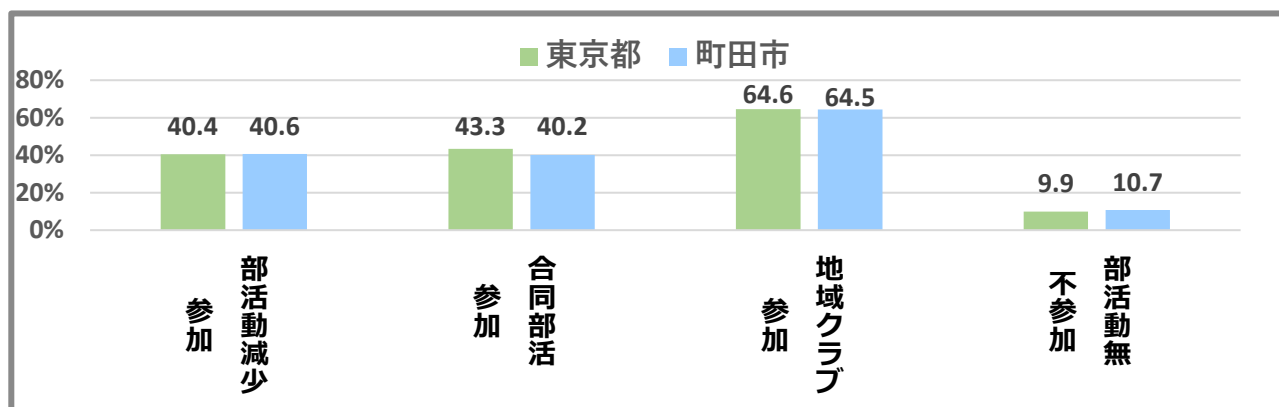
最も多かった回答が「1円～30,000円 (月1円～2,500円)」で74.2%、2番目に多かった回答が「負担していない」で24.2%だった。

③「今後、生徒数が減り、学校の中で部活動を継続していくことが難しくなっていくことが考えられる。国は中学校の部活動を地域に移行することを示していることを知っているか。」



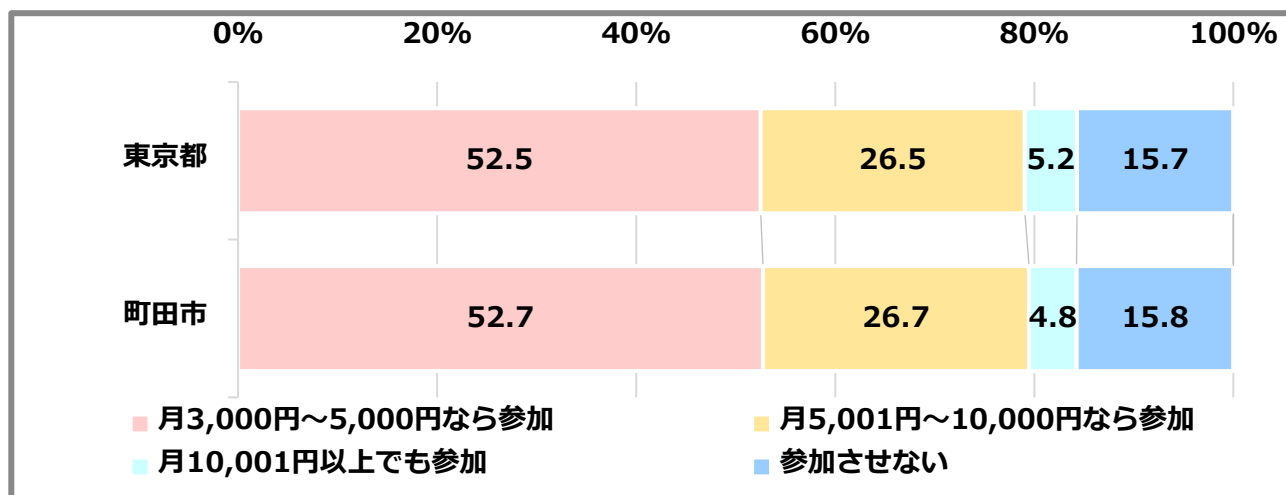
計 58.2% の保護者が「知っている」と回答する一方で、41.8% の保護者は、「知らない」と回答している。

④「今後、生徒数が減り、学校の中で部活動を継続していくことが難しくなっていくことが考えられる。お子様の学校に、希望する種目や分野の部活動がない場合、お子様をどのような活動に参加させたいか。」(複数回答)



最も多かった回答が「地域クラブ」で64.5%、2番目に多かった回答が「部活動減少参加」、ほぼ同数の回答が「合同部活参加」で40.2%だった。

- ⑤「国は、中学校の部活動について、休日の部活動から地域に移行していくことを示している。休日の部活動が地域クラブ活動に移行し、その活動にお子様が参加する場合、新たに活動費（指導者謝金等）の負担が保護者に生じることも考えられる。お子様の休日の地域クラブ活動への参加に当たり、保護者が負担する活動費との関係について、どのような考えか。」



最も多かった回答が、「月3,000円～5,000円なら参加」で52.7%、2番目に多かった回答が「月5,000円から10,000円なら参加」で26.7%だった。

※「東京都教育委員会 令和6年度『未来へつなぐ 部活動改革 アンケート』集計結果から」

（４）部活動に対する教員の実態

①「現在、担当している部活動は、自分の担いたい部活動ですか。」

計50.9%の教員が「はい」と回答する一方で、49.1%が「いいえ」と回答している。

②「部活動の顧問としてやりがい等（楽しみ・満足感・自己実現等）を感じていますか。」

計56.3%の教員がやりがいを「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答したが、43.7%の教員が「感じない」「どちらかといえば感じない」と回答している。

③「部活動の顧問として負担を感じていますか。」

計 19%の教員が「感じない」「どちらかといえば感じない」と回答したが、計 81%の教員が負担を「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答している。

※「町田市教育委員会 2024年度『部活動に対する教員意識調査』から」

(5) 地域連携・地域移行に向けた取組の状況

①部活動指導員（会計年度職員）及び外部指導員（有償ボランティア）の配置

ア 2024年度の町田市立中学校には、部活動指導員が58名配置されている。

イ 町田市立中学校には、外部指導員(有償ボランティア)が2023年度126名、2024年度75名（7月末現在）配置されている。

②部活動地域連携検討委員会の実施

ア 2023年度は、中学校長会部活動地域連携検討委員会担当校長と確認・協議する部活動地域連携検討委員会を2回実施した。

イ 2024年度は、中学校長会部活動地域連携検討委員会担当校長と確認・協議する部活動地域連携検討委員会を5回実施した。そのうちの3回は、中学校長会部活動地域連携検討委員会担当校長と文化及びスポーツ主管課と連携し、確認・協議する検討委員会を実施した。

③2025年度から部活動の地域連携に先駆的に取り組もうとしている先行実施校をモデル校として指定し、地域連携を試行する。

＜地域連携モデル校＞

○町田市立つくし野中学校

（つくし野コミュニティクラブ（TCC））

○町田市立南成瀬中学校

（NANNARU UNITED）

※モデル校の取組については、取組の進捗を町田市教育委員会が定期的を開催する「部活動地域連携検討委員会」等で報告し、成果と課題を検証した後、各学校で地域や学校の実態に応じた地域連携・地域移行モデルを構築するための手立てとする。

4 町田市立中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた基本方針

<基本方針>

- I 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る。
- II 部活動の教育的意義や役割を地域クラブ活動に移行後も、可能な限り保持する。
- III 指導者の確保を含む運営体制の構築を図る。

5 基本方針の実現に向けた具体的な施策

(1) 基本方針Ⅰ 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る。

- ①子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図るため、部活動や地域クラブ活動に対して、教育的意義を踏まえた支援・協力体制を構築する。
- ②安全面の配慮では、専門知識をもった指導者等を配置し、事故や怪我の未然防止に努めるとともに緊急対応策について、指導者等や子どもたち、保護者に周知する。
また健康面での配慮では、怪我を防ぐため適切なウォーミングアップとクールダウンを行うとともに、休息時間を確保し過度な疲労やストレスを防ぐよう配慮する。
その他、子どもたちが安心して活動できるよう心理的負担が生じた際に、指導者等に相談できる環境を整える。
- ③部活動や地域クラブ活動が適正に運営できるように指導者数に応じた、部活動数、クラブ数の適正化を図る。
- ④複数校で実施する合同部活動や拠点校方式を導入する。
- ⑤合同部活動や拠点校方式の導入においては、各学校の実態に合わせて、成果と課題等の検証を定期的に行う。

(2) 基本方針Ⅱ 部活動の教育的意義や役割を地域クラブ活動に移行後も、可能な限り保持する。

- ①部活動や地域クラブ活動の指導方針については、教育的意義を踏まえ、勝利至上主義につながらないようにする。
- ②部活動や地域クラブ活動で指導方法等の格差が生じることのないよう、研修等を充実させる。
- ③部活動や地域クラブ活動の活動内容は、子どもたちが主体的に学び、考え、それを指導者がサポートしていくような生徒主体の活動等を取り入れる。
- ④指導者による体罰や暴言、性被害、その他不適切な指導や生徒間でのいじめ等への対応に係る体制の構築を図る。

(3) 基本方針Ⅲ 指導者の確保を含む運営体制の構築を図る。

- ①部活動や地域クラブ活動の指導を希望する教職員、近隣大学の学生、地域人材、民間事業者等が指導に携われるような運営体制を構築する。
- ②（仮称）部活動地域連携協議会（※以下、協議会と表記）において、指導者の登録、派遣、指導料の支払い等のみならず、指導者の資質等の担保や研修の実施、大学や地域、民間事業者等と連携する機能を付加する。
- ③部活動や地域クラブ活動の指導者の配置については、指導員、補助指導員等の役割分担をもった複数指導体制を構築する。

6 町田市立中学校における地域連携・地域移行モデル

(1) 地域連携モデル

学校教育の一環として行われる部活動において、地域の多様な人材を活用した部活動指導員や外部指導者の導入、複数校で実施する合同部活動の導入など、学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保し、専門的な技術指導のできる指導者による継続的な指導が受けられる。

<地域連携のモデルの例>

- ①各学校の地域や学校の実態に応じて、協議会を設置して、部活動間の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行い、部活動を地域と共に運営する。
- ②指導者等への報酬に支払うための財源を確保するため、部活動に参加する生徒の保護者から、入会金や参加費を集め、持続的な運営構造を構築する。
- ③複数校で実施する合同部活動や拠点校方式を導入する。
 - ア 各学校で部活動指導を希望する教職員、部活動指導員や外部指導員、近隣大学の学生、地域人材、民間事業者等を活用する。
 - イ 所属校や、拠点校に参加を希望する部活動が設置されていない場合、参加を希望する部活動が設置されている他校で活動することができる。

＜A中学校の部活動の例＞

活動母体	活動形態
〇〇中学校	部活動

	月	火	水	木	金	休日（土曜日含む）
時間	休 止 日	16:00～ 18:00	休 止 日	16:00～ 18:00	16:00～ 18:00	8:00～11:00
活動場所		〇〇 中学校		〇〇 中学校	〇〇 中学校	〇〇中学校

（２）地域移行のモデル

地域の多様な人材や団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動から地域クラブ活動として、生徒の活動機会を確保し、専門的な技術指導のできる指導者による継続的な指導が受けられる。

＜地域移行のモデルの例＞

- ①各学校の地域や学校の実態に応じて、協議会を設置して、地域クラブ活動間の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行い、クラブ活動を運営する。
- ②指導者等への報酬に支払うための財源を確保するため、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者から、入会金や参加費を集め、持続的な運営構造を構築する。
- ③町田市内をブロックに分け、拠点となる学校の地域や学校の実態に応じて、協議会を設置して、地域クラブ活動を運営する。
 - ア 各学校で地域クラブ活動の指導を希望する教職員、部活動指導員や外部指導員、近隣大学の学生、地域人材、民間事業者等を活用する。
 - イ 複数の地域クラブから選択して活動することができる。

＜B 中学校を活動拠点とする地域クラブ活動の例＞

活動母体	活動形態
〇〇クラブ	地域クラブ活動

	月	火	水	木	金	休日（土曜日含む）
時間	休止日	18:00 ～ 20:00	休止日	18:00 ～ 20:00	18:00 ～ 20:00	14:00～17:00
活動場所		〇〇中学校 （拠点校）		〇〇中学校 （拠点校）	〇〇中学校 （拠点校）	〇〇中学校 （拠点校）

（３）地域連携と地域移行の並行モデル

学校教育の一環として行われる部活動と地域の多様な団体が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動を並行して実施し、生徒の活動機会を確保し、専門的な技術指導のできる指導者による継続的な指導が受けられる。

＜地域連携と地域移行の並行モデルの例＞

- ①各学校で地域や学校の実態に応じて、協議会を設置して、部活動または、地域クラブ活動間の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行い、部活動と地域クラブ活動を並行して、地域と共に運営する。
- ②町田市内をブロックに分け、拠点となる学校の地域や学校の実態に応じて、協議会を設置して、部活動または、地域クラブ活動間の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理等を行い、部活動と地域クラブ活動を並行して、地域と共に運営する。
- ③一週間の活動の内、木曜日を部活動、火曜日、金曜日、休日（土曜日を含む）を地域クラブ活動で活動したり、活動時間の内、勤務時間内を部活動、勤務時間外を地域クラブで活動したりし、地域や学校の実態に沿った活動を構築する。
- ④指導者等への報酬に掛かる財源を確保するため、部活動または、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者から、入会金や参加費を集め、持続的な運営構造を構築する。
 - ア 各学校で部活動または、地域クラブ活動の指導を希望する教職員、部活動指導員や外部指導員、近隣大学の学生、地域人材、民間事業者等を活用する。

イ 所属校に希望する部活動が設置されていない場合は、複数の地域クラブ活動から選択して活動することができる。

＜C中学校と拠点となるD中学校の部活動と地域クラブ活動の例Ⅰ＞

活動母体	活動形態
〇〇中学校(拠点校)	地域クラブ活動
〇〇中学校	部活動

	月	火	水	木	金	休日(土曜日含む)
時間	休止日	18:00～ 20:00	休止日	16:00～ 18:00	18:00～ 20:00	14:00～17:00
活動場所		〇〇中学校 (拠点校)		〇〇 中学校	〇〇中学校 (拠点校)	〇〇中学校 (拠点校)

＜C中学校と拠点となるD中学校の部活動と地域クラブ活動の例Ⅱ＞

活動母体	活動形態
〇〇中学校(拠点校)	地域クラブ活動
〇〇中学校	部活動

	月	火	水	木	金	休日(土曜日含む)
時間	休止日	16:00～ 16:50	休止日	16:00～ 16:50	16:00～ 16:50	14:00～17:00
		17:00～ 18:30		17:00～ 18:30	17:00～ 18:30	
活動場所		〇〇中学校 (拠点校)		〇〇中学校 (拠点校)	〇〇中学校 (拠点校)	

(4) 協議会の設置について

部活動(地域クラブ活動)間の連絡調整・安全管理、指導者の派遣管理、入会金や参加費の管理・指導報酬の支払い等を行うため、学校関係者、生徒、保護者、近隣大学関係者、地域人材、民間事業者等からなる協議会を設置する。

(5) 拠点校方式や合同部活動等について

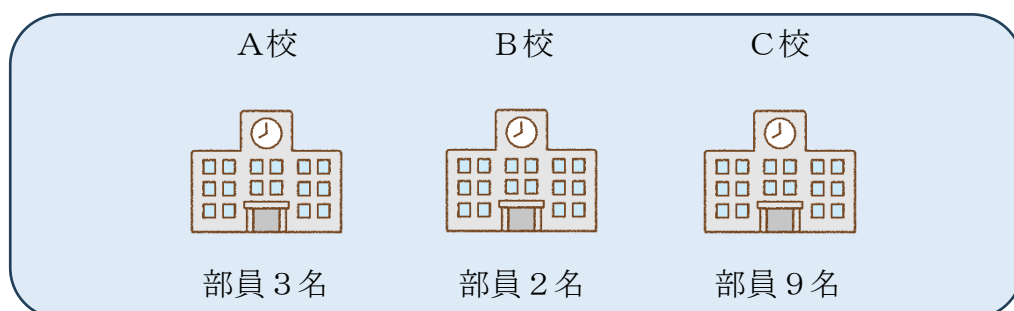
活動拠点となる学校に生徒が参加を希望する部活動や地域クラブ活動が設置されていない場合、参加を希望する部活動が設置されている他校で活動することができるよう、学校間によるグルーピングを行い、拠点校方式や合同部活動等を推進する。

①拠点校方式とは、学校に希望する部活動の設置がなく、その競技に参加したい生徒がいた場合、拠点となる他の学校がその生徒を受け入れてチームを組むこと。

②合同部活動とは、設置している部活動において、部員数が競技人数を下回る場合、他の学校の部活動とチームを組むこと。その際、1校については、部員数が競技人数を上回ってもよいとしている。

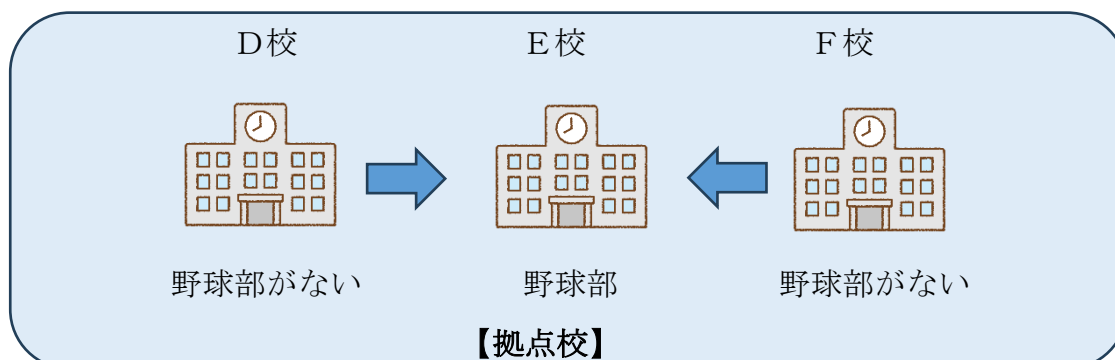
(例) 野球の合同チーム

A校・B校・C校のチームで大会出場



(例) 野球の拠点校方式チーム

D校・E校・F校のチームで大会出場



※「令和7年1月 東京都『未来へつなぐ 部活動改革 ニュースレター 第6号』から」

<グルーピングの例>

- ①原則 2 から 3 校間でのグルーピングとする。
- ②生徒の自宅から直線距離 2 k m 以内を目安にする。(今後自転車移動も検討する)
- ③平日を含め、練習等を合同で実施する。
- ④活動時間は、主となる合同部活動校や拠点校の活動時間に則る。
- ⑤指導中の事故等による保険については、学校間で確認・調整を行う。

※合同チーム及び拠点校方式でチームを編成し、東京都中学校体育連盟（以下、中体連と表記）主催の大会に参加する場合は、各競技団体の競技規則に準ずる。

(6) 指導報酬の財源確保について

指導者等への報酬に掛かる財源を確保するため、部活動（地域クラブ活動）に参加する生徒の保護者から、入会金や参加費等を集め、持続的な運営構造を構築できるようにする。

(7) 教員の兼職兼業について

教員の兼職兼業については、『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教員の兼職兼業の取扱い等について（令和 3 年 2 月 1 7 日付 文部科学省初等中等教育企画課長通知）において、兼職兼業等に係る考え方や留意点等についてまとめられている。

この中で、休日の地域部活動に従事することを希望する教員については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には、地域団体の業務に従事することが可能であると示されている。

なお教員が部活動指導員に従事することは、「働き方改革」の意義を踏まえ、許可を得ることができないと想定する。

<平日の兼職兼業時に留意する観点について>

平日、地域団体において兼職兼業の許可を受けて指導等に当たることも可能であるものの、当該団体の活動が実質的に学校の業務の一部とみなされる場合には、当該学校の教員の職務として行われるものと整理されることがある。

地方公務員法第 3 8 条に基づく兼職兼業の場合で、教員としての勤務時間内に兼職

兼業先の業務に従事する場合は、別途、地方公務員法 35 条に基づく職務専念義務の免除の承認が必要である。（同一自治体内の兼職の場合は、兼職兼業の許可や職務専念義務の免除は不要と考えられるが、上司である校長等に相談・了承等を得ることが重要である。）

兼職：部活動指導員（会計年度任用職員）は、地方公務員としての職務を担っているため、地域クラブ活動の指導者になる場合は、兼職となり、教育委員会指導課管理系の兼職の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなる。

兼業：教員が公務員以外の職務を行う場合を指す。教員が地域クラブ活動の指導者として活動する場合は、兼業となるため、兼業希望先の地域団体からの依頼状を基に、上司である校長等に相談・了承等の上、教育委員会指導課教職員系の兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなる。

（８）指導中の事故等による保険について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、子どもが学校の管理下で「けが」などをした時に、保護者に対して給付金（災害共済給付）を支払う制度のことを指す。従って、部活動指導における「けが」等においては、給付金が支払われる。

しかし、部活動指導ではない、地域クラブ活動下で「けが」などをした時は、給付金（災害共済給付）の支払い対象外となるため、公益財団法人 スポーツ安全協会のスポーツ安全保険等、民間事業者等の保険に加入することを推奨する。

スポーツ安全保険は、スポーツ・文化・ボランティア活動・地域活動等を行う 5 名以上のグループを対象として、団体の活動中や活動場所への往復中における傷害事故及び賠償責任を負う事故を保証するものである。

7 今後の地域連携・地域移行に向けた取組

（１）町田市立中学校における地域連携・地域移行の目標

目標：2029 年度までに平日・休日（土曜日含む）の部活動を地域に移行する。



平日・休日（土曜日を含む）ともに、部活動指導を教員に頼らない体制の構築

《段階的な取組》

①各学校の部活動の実態把握と検討をする。

ア 各学校の学校規模（生徒数及び学級数）に対する部活動の設置数を見直す。

②複数顧問体制を構築する。

③今後、地域移行が可能な部活動以外で、新たな部活動を設置しない。

ア 部活動顧問の異動（転入）により、新規で部活動を設置しない。

④各学校で1から2の部活動を「特色ある部活動」に指定し、部活動を運営する。

ア 各学校において、「拠点校方式」や「合同部活動」等へスムーズに移行できる体制を構築する。

イ 各学校1から2の部活動を指定する。

ウ 技術指導ができる顧問がいる。

エ 部活動の管理及び運営において、地域や保護者のバックアップがある。

例）学区域に小学生のジュニアチームやスポーツ少年団がある。

⑤各学校で部活動の地域連携・地域移行計画を作成する。

⑥各学校の地域や学校の実態に応じて、協議会を設置する。

＜E 中学校の協議会の構成員例＞

- ・ 学校運営協議会
 - ・ P T A、保護者代表者
 - ・ 連携大学代表者
 - ・ 地域スポーツ文化団体等代表者
 - ・ 学識経験者
 - ・ 学校関係者（管理職等）
 - ・ 生徒代表
- 等

(2) 町田市立中学校における部活動地域連携・地域移行の計画期間について

年度	2023年度	2024年度	2025年度
地域連携・地域移行の内容（目標）	部活動地域連携検討委員会の開催・検討	町田市立中学校の部活動における地域連携の方針・実施計画の協議	休日（土曜日含む）の部活動の地域連携の試行・検証
			

《2026年度以降の部活動地域連携・地域移行の計画期間について》

2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
・休日（土曜日含む）の部活動の地域連携の全校実施 ・平日の部活動の地域連携の試行・検証	・休日（土曜日含む）の部活動の地域移行の試行・検証 ・平日の部活動の地域連携の全校実施	・休日（土曜日含む）の部活動の地域移行の全校実施 ・平日の部活動の地域移行の試行・検証	部活動の地域移行
			

①改革推進期間（2025年度まで）中の具体的な取組

ア 2025年度中に各学校の部活動の実態把握と検討をする。

- ・各学校の学校規模（生徒数及び学級数）に対する部活動の設置数を見直す。
- ・複数顧問体制を構築する。
- ・今後、地域移行が可能な部活動以外で、新たな部活動を設置しない。

イ 2025年度から、各学校で1から2の部活動を「特色ある部活動」に指定し、部活動を運営する。（「拠点校方式」や「合同部活動」等へスムーズに移行できる体制を構築する。）

- ・技術指導ができる顧問、部活動指導員、外部指導員、近隣大学の学生、地域人材、民間事業者等を活用できること。
- ・部活動の管理及び運営において、地域人材、民間事業者等、保護者のバックアップがあること。

例）学区域に小学生のジュニアチームやスポーツ少年団がある。

学区域に地域スポーツ文化団体や民間事業者等がある。

ウ 2025年度中に各学校で部活動の地域連携計画を作成する。

- エ 2025年度に部活動の地域連携先行実施校を指定し、試行している。
- オ 2025年度までに教員が休日（土曜日を含む）の部活動指導に携わらない部活動が増えている。
- ※2029年度の「部活動の地域移行」に向けて、2025年度内に小学校1、2年生の児童・保護者へ町田市の部活動地域連携・地域移行の方針を周知する。

②改革推進期以降（2026年度から）の具体的な取組

- ア 2026年度から休日（土曜日含む）の部活動の地域連携を全校実施する。
- イ 2026年度以降は、教員が平日の部活動指導に携わらない部活動が増えている。
- ウ 2026年度中に各学校で部活動の地域移行計画を作成する。
- エ 2026年度末までに各学校で地域や学校の実態に応じて、協議会を設置する。
- オ 2027年度から平日の部活動の地域連携を全校実施する。
- カ 2028年度までに休日（土曜日含む）の部活動の地域移行を全校実施する。
- キ 2029年度からは、町田市立全中学校の部活動が地域に移行している。

③2024年度から2029年度の学校の具体的な取組

- ア 教員の「働き方改革」の推進
- イ 各学校の部活動の実態把握と検討
- ウ 各学校における部活動の特色化
- エ 部活動指導員等の活用の推進及び指導者の確保
- オ 種目ごとに合同部活動や拠点校方式等、実施体制を導入
- カ 部活動の地域連携・地域移行計画の作成
- キ 各学校や拠点校の地域や学校の実態に応じた協議会の設置
- ク 近隣大学の学生や地域人材、民間事業者等との連携の推進

④2024年度から2029年度の教育委員会、文化スポーツ主管課の具体的な取組

- ア 部活動地域連携（地域移行）推進委員会の開催
- イ 近隣大学の学生や地域人材、民間事業者等の集約及び紹介
- ウ 生徒及び保護者、地域への周知
- エ 生徒及び保護者、地域の理解と意識改革（受益者負担等）

※部活動の地域連携・地域移行については、国・都のいずれにおいても令和８年（２０２６）年以降について、明確な方向性を示していないことから、今後計画の見直しを行うこともある。